平成２１年（フ）第２０６号
岐阜県大垣市木呂町85番地　パナハイツ木呂Ａ－６
債務者　村瀬ノリ子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
三重県北牟婁郡紀北町海山区馬瀬1338番地１
債務者　山本　卓男
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第６１号
三重県尾鷲市座ノ下町3789番地22
債務者　中村　次子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月17日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第２７２８号
名古屋市東区前浪町１番１―202号　市営前浪荘
債務者　丸正製麺所こと　佐橋　正彦
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２７２９号
名古屋市東区前浪町１番１―202号　市営前浪荘
債務者　佐橋美恵子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８９１号
名古屋市北区楠２丁目964番地　北あじま荘506号
債務者　平野　里子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８９２号
名古屋市北区楠２丁目964番地　北あじま荘506号
債務者　平野めぐみ
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５５号
静岡県浜松市北区三方原町229番地の３　スリーエースⅠ―401、前住所静岡県浜松市中区高丘東５丁目６番12号　ワシントンビレッジ101
債務者　生井惠美子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５３７号
静岡県浜松市浜北区小松2841　グレース小松208、住民票上の住所静岡県磐田市一言3092番地　エクレール磐田220号
債務者　鈴木　浩聽
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５４３号
静岡県浜松市中区北寺島町492番地の３駅南団地３―203
債務者　村田コネリアこと　セケイロス　デカルバヤール　コネリア
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５５５号
静岡県浜松市南区楊子町1053番地の16
債務者　水谷　広美
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月18日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
島根県江津市松川町太田577番地
債務者　鎌田　裕美
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第６９号
島根県浜田市熱田町456番地３　１―507
債務者　後藤　照久
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第８２号
島根県浜田市周布町ロ156番地７
債務者　小山　洋史
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第８６号
島根県江津市二宮町神主ハ41番地25
債務者　柏井　正志
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第９７号
島根県浜田市蛭子町23番地５
債務者　伊藤やす子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年12月21日午後２時
松江地方裁判所浜田支部